

事務連絡
平成 26 年 5 月 21 日

新マルキン 委託先担当者 へ

(公社) 茨城県畜産協会

肉用牛肥育経営安定特別対策事業における豪雪による被災農業者への
支援対策の延長について

日頃から、本事業の推進につきましては大変お世話になっております。

さて、先に実施いたしました標記の支援対策について、生産者積立金納付の免除
対象期間が延長されることとなりました。

つきましては、雪害措置を希望する契約生産者の有無を **平成 26 年 5 月 27 日 (火)
15 時まで** に別紙により、ご報告いただきたく宜しくお願いいたします。

※該当があった場合には、改めて詳細をお伺いします。

記

1 支援対策の概要

【生産者積立金の免除牛について】

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までに納付期限が到来する牛で、豪
雪の被害を受けた契約生産者は、当該期間における生産者積立金の納付を免除する
ことができますが、補填額は、補填金単価の 4 分の 3 の額になります。

※仮に 60,000 円発動があった場合、45,000 円の補填単価となります。

2 支援対策の対象市町村について

本県の場合は、県内全市町村が対象となっております。

3 支援対策の対象者について

平成 26 年 2 月から 3 月に発生した豪雪に伴い畜産関連施設 (※1) に被害を受け
た新マルキン事業の契約生産者であり、市町村が被害を証明した書面の原本 (「り
災証明書」, 「被災証明書」, 又は「これに類する証明書」) 及び、被害物件の被害の
程度を確認できる写真を提出できる者となります。

※1

畜産関連施設とは、畜舎、堆肥舎等であり、住居・機械・器具は含みません。また、畜産物の加工・流通・販売等の施設（いわゆる6次産業化関連施設）は、畜産関連施設に含まれません。

※2

今回ご報告いただいた場合でも、後日詳細を確認した結果、要件支援対策の対象外となる場合がありますのでご了承ください。

また、被害を受けた契約生産者であっても、必ずしも本対策を希望する必要はありません。

企画経営課（担当：星川・渡邊）

TEL 029-232-2277

FAX 029-222-2032

別紙

FAX 送信先 029-222-2032

(公社) 茨城県畜産協会

企画経営課 星川 行き

団体名 _____

回答者氏名 _____

平成 26 年 5 月 21 日付け事務連絡「肉用牛肥育経営安定特別対策事業における豪雪による被災農業者への支援対策の延長について」報告いたします。

記

- ア 対象者はなし。
- イ 対象者あり。(契約者名を記載)

【契約者名記入欄】